

きゅうゆうせいほごほうか
旧優生保護法下で
ゆうせいしゅじゅつ う かた たい
優生手術などを受けた方に対し、
いちじきん **320** まんえん しきゅう
一時金320万円が支給されます

いちじきんたいしょうしゃ い か じょうけん み かた
一時金対象者は以下の条件を満たす方です

い か また がいどう かた げんざい せいぞん かた たいしょう
以下の①又は②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

① しょうわ ねん がつ にち へいせい ねん がつ にち
昭和23年9月11日～平成8年9月25日
までの間に、旧優生保護法に基づき優生
手術を受けた方（母体保護のみを理由とし
て手術を受けた方を除きます）

② ①のほか、おなじ期間に生殖を不能とする
手術または放射線の照射を受けた方（母体
保護や疾病の治療を目的とするなど、優生
思想に基づくものではないことが明らか
な手術などを受けた方は除きます）

いちじきん せいきゅう てつづきほうほう
一時金を請求するための手続方法

いちじきん う と こうせいろうどうしょう たい せいきゅうしょ ていしゅつ にんてい う ひつよう きゅうゆうせい
一時金を受け取るには、厚生労働省に対し、請求書を提出して、認定を受ける必要があります。旧優生
保護法に関する相談支援センターにて、請求方法や請求に必要な書類等についてご案内し、請求を
支援しますので、請求を希望される方は以下にご連絡ください。

きゅうゆうせいほごほう かん そうだんしえん
旧優生保護法に関する相談支援センター

☎0120-031-711（フリーダイヤル）

うけつけじかん げつようび せんようび どにちしゅくじつ ねんまつねんし のぞ
受付時間8：45～17：30（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く）

じょうき ばんごう でんわちゅう ばあい
上記の番号が電話中でつながらない場合は011-206-6343におかけください。

な お、てがみ、FAX、メールでのやり取りも可能です。

じゅうしょ せっぽろしちゅうおうくた じょうにし ちやうめこ こそだ しえん かそうだんしつない
住所：〒060-8588札幌市中央区北3条西6丁目子ども子育て支援課相談室内

FAX：011-232-4240 メール：hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp

○せいきゅうしょ てんぷしよるい しんだんしよ りやうしゅうしょ ぼうしき そうだんご ゆうそう ほっかいどう こうせいろうどうしやう
請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式はご相談後、郵送しますが、北海道や厚生労働省のホー
ムページにも掲載しているほか、相談支援センターや道立保健所でもお渡ししています。

どう
道ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/yuseiichijikin.htm>

こうせいろうどうしやう
厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/kyuuyuuseiichijikin_04351.html



ほっかいどう
▲北海道



こうせいろうどうしやう
▲厚生労働省

○せいきゅう そうだんしえん けいさい ほうしき とうりつほけんじよ せいせう かた
請求は相談支援センターへの郵送により受け付けますが、窓口での提出を希望する方については
相談支援センター又は道立保健所に来所いただき、請求いただくことも可能です。

（※プライバシー保護のため、予約制となりますので、事前に0120-031-711にお電話ください）

※ 令和6年4月23日まで手続きできます。